

兵高教組

兵庫県高等学校教職員組合調査部

確定速報No.13

2017年2月17日 調査情報28号

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

確定闘争のまとめ

昨年10月からの長期にわたった賃金権利確定闘争の結果です

昨年10月に始まった県教委との確定交渉は、ご存知のように県「行革」による賃金削減については越年となり、2月1日にようやく決着しました。
この確定闘争で、私たちの賃金がどう上がったのか、まとめてみました。

給料表本体部分 1,700円~400円の引き上げ、行革による削減が廃止または0.7%緩和

《昨年11月確定闘争の成果》2016年4月に遡って実施

○平均0.2%アップ……若年層は1,700円~高年層400円（現給保障の方は実質アップなし）

☆教諭（2級適用）の場合（年齢は、大卒で即採用の方を目安にしています）

- 25歳くらいの方 1,700円アップ
- 30歳くらいの方 1,600円アップ
- 30歳台前半の方 1,500円~1,000円のアップ
- 30歳台後半の方 800円~400円のアップ
- 40歳以降の方 400円アップ

☆臨時講師等（1級適用）の場合

- 25歳くらいの方 1,600円のアップ
- 30歳くらいの方 1,500円のアップ
- 35歳以上の方 600円~900円のアップ

臨時講師等に現給保障はありませんので、額に差はありますが、全員の賃金が上がります。

《今年2月の県「行革」給与削減交渉の成果》2017年4月から実施

○県「行革」による削減率を次のように縮小

- ・若年層（一時金の職務加算なし）の職員……1.1%削減→削減なし（臨時的任用職員も）
- ・中堅層（一時金の職務加算5%）の職員……1.4%削減→0.7%削減に緩和
- ・高齢層（一時金の職務加算10%）の職員……1.6%削減→0.9%削減に緩和

これらを総合すると、特に若年層では、次のように大きな成果が得られました。

☆25歳くらいで、昨年3月に2級24号給を支給されていた方の場合

昨年3月時点 214,811円	⇒	昨年4月~12月 216,492円	⇒	今年1月~3月 224,107円	⇒	今年4月から 226,600円
本来の217,200円から1.1%削減		1,700円アップし218,900円になるが、1.1%削減		28号給226,600円に定期昇給。しかし、そこから1.1%削減		1.1%削減がなくなり、ようやく給料表通りの金額へ

また、現給保障の対象となっている方（およそ40歳以上）については、給料表における賃金改善の効果はありませんが、県「行革」によるカット率の緩和によって、4月から給料本体が上がります。

☆一時金の職務加算5%対象の方

月例給30万円で試算すると、1.4%削減から0.7%削減に緩和されるので、
295,800円（1.4%削減後の金額）→297,900円（0.7%削減後の金額） 2,100円の引き上げ

☆一時金の職務加算10%対象の方

月例給40万円で試算すると、1.6%削減から0.9%削減に緩和されるので、
393,600円（1.6%削減後の金額）→396,400円（0.9%削減後の金額） 2,800円の引き上げ

勤勉手当 年間0.1月分（再任用者は0.05月分）の引き上げ

《昨年11月確定闘争の成果》2016年4月に遡って実施

- 6月期と12月期で0.05月ずつアップ（年間で0.1月分アップで、期末手当と合わせると4.30月分）
- 再任用者は、0.025月ずつアップ（年間で0.05月分アップで、期末手当と合わせると2.25月分）

地域手当 2016年度は、0.8%の引き上げ

《昨年11月確定闘争の成果》

○2016年度に限り0.8%のアップ（1級地9.55%、2級地6.55%、3級地4.55%）

●2017.4からは0.3%ダウン（1級地9.25%、2級地6.25%、3級地4.25%）するが、来年度の公民較差を見て判断する

《今年2月の結果》

●県「行革」による1.5%削減は変わらず（来年度協議）

〔地域手当の推移〕	2008年以前	2008年	2013年	2015年	2015年確定	2016年確定	2017年度
・1級地	10%	→ 8%	→ 10%	→ 8.5%	→ 8.75%	→ 9.55%	→ 9.25%
・2級地	7%	→ 5%	→ 7%	→ 5.5%	→ 5.75%	→ 6.55%	→ 6.25%
・3級地	5%	→ 3%	→ 5%	→ 3.5%	→ 3.75%	→ 4.55%	→ 4.25%

県「行革」で一律2.0%のカット

国の要請による賃金削減の関係で、一旦戻る

国の要請終了で県「行革」カット復活。但し、0.5%分を緩和

公民較差の解消で、0.25%アップ

公民格差の解消で、0.8%アップ

0.3%下がるが、公民較差を見て判断する

☆ 県「行革」カットが解消すれば、1級地10.75%、2級地7.75%、3級地5.75%になります。

扶養手当 配偶者への手当が減り、子への手当が増える

《昨年11月確定闘争の結果》2017年4月から段階的に実施

	現行	2017年	2018年	〔配偶者がいない場合〕	現行	2017年	2018年
配偶者	13,000円	→ 10,000円	→ 6,500円	子	11,000円	→ 10,000円	（以降同じ）
子	6,500円	→ 8,000円	→ 10,000円	父母等	11,000円	→ 9,000円	→ 6,500円

あなたも高教組へ！

私たちの賃金や権利は、組合と県教委との交渉で決まります。
高教組に加入して、一緒に声を上げましょう！